令和８年 11 月農業委員会議事録

開　催　日　時：令和８年 11 月 10 日（火）　午前９時 00 分

開　催　場　所：嘉島町役場　３階中会議室

農業委員出席者：下田司、松永雄治、村上卓也、
榮恵、齊藤進、松本一幸、中津芳春、
吉田三十志、藤瀬信行、森嶋秀利、田端雅充、
髙松耕生、渡辺真由美、金澤清二、堀誠也

農業委員欠席者：山内秀一、福永哲夫

事務局出席者：牛嶋寿男、河原まり、鳥栖萌香

１．開　　会：事務局長　牛嶋寿男

２．会長挨拶：下田会長

３．議事録署名人指名：下田議長
議事録署名人として、渡辺真由美委員、金澤清二委員を指名する。

４．議　　事
（１）報告第 11 号　農地法第３条の届出について
（２）報告第 12 号　農地法第５条の届出について
（３）議案第 32 号　農地法第５条の許可申請について
（４）議案第 33 号　農用地利用集積等促進計画（一括）について

５．そ　の　他

６．閉　　会

〇報告第 11 号　農地法第３条の規定による届出について

（議　　長）それでは議事に入らせていただきます。
報告第 11 号農地法第３条の規定による届出が１件ございます。事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は１ページになります。
届出番号１番です。所在は下仲間地区。地目については田が７筆と畑が３筆の計 10 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。所有者及び届出人については記載のとおりです。届出の事由は相続による所有権の移転となっております。あっせんの希望はございません。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）ただいま事務局より報告のありました案件は、相続による所有権の移転になりますので、報告で終わらせていただきます。

〇報告第 12 号　農地法第５条の届出について

（議　　長）続きまして、報告第 12 号農地法第５条の規定による届出が１件ございます。事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は２ページになります。届出番号１番です。所在は鯰地区。農振地域外の田が１筆で、面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。転用事由につきましては個人住宅となっております。３ページに位置図を載せております。市街化区域内の案件になります。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）ただいま事務局より説明のありました案件は、市街化区域内の農地転用になりますので、報告で終わらせていただきます。

〇議案第 32 号　農地法第５条の許可申請について

（議　　長）続きまして、議案第 32 号農地法第５条の規定による許可申請が４件ございます。申請番号１番について、事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は４ページになります。申請番号１番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が１筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸人と借人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となりま

す。５ページに位置図、６ページに造成計画平面図を載せております。雨水処理については、雨水浸透桝を設置し、宅内で処理を行い、オーバーフロー分は隣接する水路へ放流されます。生活雑排水及び汚水については、申請地北側の町道に埋設済みの公共下水道へ接続し放流されます。７ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）続きまして、地元委員であります○○委員から報告をお願いします。

（○○委員）10 月 28 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、集落内にある 10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第２種農地になると思われます。
申請地は、長年耕作はされておらず、休耕地の状態です。
申請地に隣接する農地はないため、周辺農地の日照及び通風への影響はないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

（議　　長）続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

（事 務 局）資料は８ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第２種農地であり、転用目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

（委　　員）（委員全員挙手）

（議　　長）挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。
続きまして、申請番号２番について、事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は９ページになります。申請番号２番です。所在は上仲間地区。農振地域内農用地区域外の田が 22 筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は流通業務の用に供する施設となります。10 ページに位置図、11 ページに排水計画平面図を載せております。雨水処理については、調整池を設置し、付替え水路へ放流されます。生活雑排水及び汚水については、各施設に合併浄化槽を設置し、処理後は水路へ放流されます。12 ページに現地の写真を載せております。事務局からは以上でございます。

（議　　長）続きまして、地元委員であります○○委員から報告をお願いします。

（○○委員）10 月 28 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。申請地は、市街地化の傾向が著しい工業集積地の区域内にある農地で、宅地化の状況が、「街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40％を超えている」状況にあるため、第３種農地となります。
申請地は、田で、米、麦、大豆、を栽培していた農地です。１年前から耕作はされていない状態です。本申請地の周囲には、緑地帯や敷地内通路等を配置し、隣接農地との間に十分な緩衝帯を設ける計画とされており、周辺の農地管理に支障を及ぼすことはないと思われます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

（議　　長）続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

（事 務 局）資料は 13 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分について、対象の農地が属する街区の宅地化率が 40％以上である場合、その土地は第３種農地に該当しますが、当該エリアを調査したところ、現在の宅地率は約 46％であり、法定基準である 40％を上回っていることから、本件土地は第３種農地と判断します。転用目的については流通業務の用に供する施設になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

（委　　員）（委員全員挙手）

（議　　長）挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。
続きまして、申請番号３番について、事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は 14 ページになります。申請番号３番です。所在は上島地区。農振地域内農用地区域外の畑が１筆で、面積は記載のとおりとなっております。貸人と借人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。15 ページに位置図、16 ページに配置図・排水計画図を載せております。雨水処理については、雨水浸透桝を設置し、宅内で処理を行い、オーバーフロー分は西側町道集水桝へ接続放流されます。生活雑排水及び汚水については、申請地西側の町道に埋設済みの公共下水道へ接続し放流されます。17 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）続きまして、地元委員であります○○委員から報告をお願いします。

（○○委員）10 月 28 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、集落内にある 10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第２種農地になると思われます。申請地は、耕作はされておらず、休耕地の状態です。申請地における建築計画は、隣接する東側の農地から 1.3 メートルの距離を確保しており、周辺の農地管理に支障を及ぼすことはないと思われます。また、隣接する農地は、申請者の父の所有地であり、境界トラブルや苦情等の問題が生じる恐れはないと思われます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

（議　　長）続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

（事 務 局）資料は 18 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第２種農地であり、転用目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく

供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

（委　　員）（委員全員挙手）

（議　　長）挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。
続きまして、申請番号４番について、事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は 19 ページになります。申請番号４番です。所在は北甘木地区。農振地域内農用地区域外の畑が２筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。申請事由は個人住宅となります。20 ページに位置図、21 ページに土地利用計画平面図を載せております。雨水処理については、雨水浸透桝を設置し、宅内で処理を行い、オーバーフロー分は東側水路へ放流されます。生活雑排水及び汚水については、申請地東側の町道に埋設済みの公共下水道へ接続し放流されます。22 ページに現地の写真を載せております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）続きまして、地元委員であります〇〇委員から報告をお願いします。

（〇〇委員）10 月 28 日に事務局と現地を確認しましたので、その状況をご報告します。
申請地は、集落内にある 10 ヘクタール未満の未整備農地であるため、農地区分としては第２種農地になると思われます。申請地は、現在住宅と倉庫があります。申請地西側に農地が隣接していますが、建築物は隣接農地との境界から２メートルほど離して建築される計画であることから、周辺農地の日照及び通風への影響はないものと考えられます。周辺の土地利用の状況からも転用許可申請は妥当なものと考えられます。委員の皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いし、地元委員の説明を終わります。

（議　　長）続きまして、事務局より検討事項の説明をお願いします。

（事 務 局）資料は 23 ページになります。申請に係る意見書の中段左の検討事項の欄をご覧ください。申請地の農地区分は第２種農地であり、転用目的については個人住宅になります。必要な資力については適当、申請に係る用途に遅滞なく供する見込みは確実、計画面積の妥当性は適当、また、農地の利用の集積への支障もない等確認しております。よって総合的に判断した結果、本許可申請については許可相当と判断しております。
事務局からは以上でございます。

（議　　長）ただいま地元委員と事務局から説明がございましたが、ご意見ご質問はございませんでしょうか。
なければ賛成の方は挙手をお願いします。

（委　　員）（委員全員挙手）

（議　　長）挙手の結果、本案件については、賛成多数で承認・可決といたします。

〇議案第 33 号　農用地利用集積等促進計画（一括）について

（議　　長）続きまして、議案第 33 号農用地利用集積等促進計画（一括）の承認申請が３件ございます。まず、申請番号１番から３番につきまして、事務局から説明をいただき、そのあと一括して審議・議決を行いますのでよろしくお願いします。
それでは事務局より説明をお願いします。

（事 務 局）はい。資料は 24 ページになります。申請番号１番です。所在は井寺地区および下六嘉地区。農振農用地の田が６筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和８年 12 月１日から令和 18 年 11 月 30 日、転貸期間は令和８年 12 月１日から令和 13 年 11 月 30 日となっております。25 ページと 26 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 27 ページになります。申請番号２番です。所在は下六嘉地区。農振農用地の田が４筆で、合計面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は賃貸借権の新規設定、借賃については記載のとおりです。貸付期間は令和８年 12 月１日から令和 18 年 11 月

30 日、転貸期間は令和８年 12 月１日から令和 13 年 11 月 30 日となっております。28 ページと 29 ページに申請地の位置図を載せております。

続きまして、資料は 30 ページになります。申請番号３番です。所在は上島地区。農振農用地の田が１筆で、面積は記載のとおりとなっております。渡し人と受け人等は記載のとおりです。形態は使用貸借権の新規設定。貸付期間は令和８年 12 月１日から令和 18 年 11 月 30 日、転貸期間は令和８年 12 月１日から令和 13 年 11 月 30 日となっております。31 ページに申請地の位置図を載せております。
事務局からは以上でございます。

（事務局）ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見やご質問はございませんか。なければ、賛成の方は挙手をお願いいたします。

（委　　員）（委員全員挙手）

（議　　長）挙手の結果、３件の案件については、賛成多数で承認・可決といたします。
本日、提案されました案件は全て終了しました。ありがとうございました。
続きまして、その他となっております。皆様方から何かございませんでしょうか。ないようでしたら、事務局から何か。

（議　　長）次回の農業委員会は 12 月 14 日、月曜日の９時予定です。
それでは、これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。
お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和８年 11 月 10 日

会長　　下　田　　司

委員　　渡　辺　真　由　美

委員　　金　澤　清　二